

税の申告相談 始まります

☎ 税務課・賦課係（内線 2112、2113）

令和2年分所得税・令和3年度住民税の確定申告相談を2月10日から3月15日までの期間（土・日・祝・2月22日を除く）、日程表のとおり行います。事前に必要書類を準備し、正しく申告を済ませてください。

例年、各地区生涯教育センターで申告相談会を開催していましたが、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、**申告会場を役場庁舎に変更しました。**申告相談日程をご確認のうえ、忘れずに申告してください。

■申告相談日程および申告会場

申告日程をご確認ください。

■申告会場にお越しになる人へのお願い

- ①申告会場入場時に検温を実施します。37.5度以上の発熱がある場合、入場をお断りさせていただきます。後日改めてご来場ください。
- ②申告会場では常時マスクを着用し、入場時は手指消毒をお願いします。
- ③寒さ対策として、防寒着等を準備してご来場ください。

▶申告が必要な人◀

令和3年1月1日現在、町内に住所があり、次に該当する人は申告が必要です。

- ①2カ所以上から給与を受けている人、令和2年中に途中退職などで年末調整が済んでいない人
- ②給与収入の合計が2千万円を超える人
- ③給与または年金所得があり、そのほかにも別の所得がある人
- ④年末調整後、新たに所得控除を受けようとする人
- ⑤次の所得がある人▶農業、営業、大工、保険外交などの事業所得、▶生命保険、損害保険の払戻金などの一時所得▶土地の家屋の売却による所得▶不動産などの貸し付けによる不動産所得
- ⑥令和2年中に収入がない人
※障害者年金、遺族年金、労災保険年金などの非課税所得だけの人も、申告をしないと所得証明書の発行ができないほか、国民健康保険税の軽減を受けることができません。

▶申告が不要な人◀

- ①令和2年中の所得が給与だけで、すでに勤め先の事業所で年末調整を済ませた人のうち、新たな所得控除や税額控除がない人
- ②令和2年中の公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金等）の収入が400万円以下で、新たな所得控除や税額控除がない人
- ③令和2年分の所得税の確定申告を申告期間中にe-Taxや税務署、青色申告会などで予定している人、または済ませた人

▶申告に必要なもの◀

申告に必要なものは次のとおりです。忘れずに会場にお持ちください。

- マイナンバーカード（取得済みの人）**
取得していない人はマイナンバー通知カードと運転免許証、保険証などの本人確認書類
 - 確定申告のお知らせハガキ（税務署から送付を受けた人）
 - 農業所得整理表（農業所得）
 - 米の販売証明書（農業所得）
 - 収入・支出が分かる帳簿等（営業・不動産所得等）
 - 印かん（所得税の口座振替納付をする人は通帳印）
 - 通帳（所得税の口座振替納付または還付を受ける人）
 - 令和2年分の源泉徴収票（申告する家族全員分）
 - 生命保険、個人年金保険、地震保険、損害保険、建物共済保険の控除証明書
 - 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、農業者年金掛金の領収書
 - 国民年金保険料控除証明書
 - 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、その他精神または身体の障がいがあり、関係機関から認定を受けているときはその証明書（障害者控除対象者認定書）
 - 令和2年中に病院などにかかった場合は、医療費の領収書（事前に合計金額を計算してください）
- ※これらの書類を紛失した場合は、再交付を受けるか金額を明示できるものを必ずお持ちください。

申告 日程

2月10日水～3月15日月

受付時間 午前9時～11時30分・午後1時～4時

申告相談会場：役場庁舎4階大会議室

※申告会場を役場庁舎に変更しました。

| 月 日 | 対象行政区 | 申告会場 |
|--------|-------------------|----------------------------|
| 2月10日水 | 中村・清水端 | 役場4階 大会議室 (☎42-2111) |
| 12日金 | 瘤木 | |
| 15日月 | 谷地上・谷地下 | |
| 16日火 | 藤巻・御免・横道上 | |
| 17日水 | 横道下・高谷野・田園パーク | |
| 18日木 | 和光・高谷野原・千貫石 | |
| 19日金 | 川目・長志田 | |
| 22日月 | 申告休み | |
| 24日水 | 上永沢第二・下永沢第一・下永沢第二 | |
| 25日木 | 下百岡・上百岡・下永徳寺・上永徳寺 | |
| 26日金 | 細野・野崎・上永沢第一 | |

| 月 日 | 対象行政区 | 申告会場 |
|--------------|-----------------|----------------------------|
| 3月1日月 | 上平沢・下平沢・二の町・上の町 | 役場4階 大会議室 (☎42-2111) |
| 2日火 | 東町・穴持・金森・改断 | |
| 3日水 | 遠谷巾・二日町・二ツ森 | |
| 4日木 | 町上・南町・栄町・町下 | |
| 5日金 | 城内・矢来・諏訪小路 | |
| 8日月 | 檀原・一の台・荒巻 | |
| 9日火 ～15日月 | 全町対象 | |

※㊦㊧㊨2月22日を除く。

全町対象日は大変込み合いますので、できるだけ各行政区の該当日に申告してください。

■申告期間中に来場できない場合は、役場税務課へご連絡ください。

！医療費控除を受けられる人へ

令和2年中に支払った医療費から保険などで補填された金額を差し引いた残額が10万円以上の人（所得が200万円以下の場合所得の5%）が対象となります。

医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作成し、申告相談の際に提示してください。
※明細書は税務課窓口・各地区生涯教育センターに設置しています。

！農業所得の申告に整理表をご利用ください

農業収支計算書の作成前にまとめておく便利な「農業所得整理表」を税務課窓口および各地区生涯教育センターに配置しておりますのでご利用ください。

集落営農組織に加入している人については、集落営農組織から配布される「損益分配書」のほか、個人で販売した農作物の収支の内訳が分かる書類を持参してください。